

こんにちは 松坂みち子 です



日本共産党市議会議員 松坂みち子の活動報告
ご意見など、ぜひお寄せ下さい。

< 162 2014.1.19 連絡先 402-1622 >

日本共産党中ブロック後援会

新年恒例！“新春のつどい”にご参加ください

2月15日(土)

11時30分 ~ (受付開始11時)

中之島会館(予定)

会費 1000円(弁当・飲み物・お菓子等)



- ・マジック
 - ・踊り
 - ・歌
- などお楽しみ



はずれなし！抽選会もあります

問い合わせ・参加申し込みは、松坂(090-1702-7310)
または相談所(402-1622・平日午前中)へご遠慮なくどうぞ。

年はいいいことあるかも？



「当たりました」の声。最後の最後に当たるなんて、本当に今年はいいいことあるかも？

みち子のひとりごと ラッキー！

つめは他人の手に。2つめ当たった人は不在のため引きなおし。そのとき、なんと目の前においた私の携帯がピコピコと光り、出ると「当たりました」

先日、ある団体の「新春旗びらき」があり参加させていただきました。受付で、番号を記入したチケットの半券に「携帯番号を書いてください」と言われるままに書いて渡しました。宴も終盤、恒例の福引です。最初は7等20人！、6、5、4、3等になっても、私の番号は呼ばれません。

2等からは、「当たった方に携帯電話をかけてお知らせします」とのこと。それで受付で番号をと納得し、おもむろに携帯電話をテーブルに。でも私の携帯は鳴ることなく1等まで終了。今年もダメかと思ったらあと二つ特別賞があると。1

秘密保護法廃止へ

しんぶん赤旗日刊紙より

秘密保護法への反対の声が公布後も広がり続けています。国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という憲法の3原則にそむく秘密法の問題点を改めて問い直します。

「知る権利」 何重にも侵害

秘密保護法は、軍事・外交・治安に関する国の広範な情報を、指定・管理・解除のあらゆる段階で国民の目から遮断する仕組み

みを持っています。

政府は「従来の範囲を拡大するものではない」といいますが、実際はあらゆる情報を秘密指定でき、そのチェックも身内の組織で行い、第三者の目はまったく届きません。秘密にかかわる公務員や民間

業者が秘密を漏らした場合、その目的かわららず、最大懲役10年で処罰され、内部告発は事実上不可能になります。報道機関も取材が難しくなり、借りに秘密を漏らした場合も、処罰を受けられない保障はありません。さらに、共謀・教唆・扇動を独立に処罰することで、秘密が実際に漏れる前から、秘密に近づこうとした一般人を含めて処罰されます。

指定解除でも、その権限は指定機関の長にだけあり、指定が3年未満のものは首長の同意で

廃棄でき、期限の上限もなく、永久秘密も可能です。

「何が秘密かも秘密」で、あらゆる検証・接近手段を拒む何重もの仕組みは、税金で集められた行政情報が納税者・主権者のものという原則と正反対のものです。「知る権利の保障は全く変わらない」との首相の説明は詭弁でしかありません。

こんにちは加藤なおとです



私はこれまで34年間障害者福祉の仕事をしてきました。障害にあわせた働く場や親から独立して住まう場はまだまだ足りず貧弱だというのが実感です。現場での矛盾の多くは常に政治とかがわって起こります。

一方、先の国会で国連障害者の権利宣言の批准が可決されるうれしいニュースがありました。障害のない他の人々と同

じ権利が認められる社会をめざすというのです。

和歌山でそんな社会の実現を実現するために政治の果たす役割は大きいのです。

障害者をはじめ社会で困難を抱えた人々が住みやすい社会をつくることはすべての市民にとって幸せな社会となります。住民が主人公の県政をめざして力いっぱいがんばります。どうか皆さんの熱いご支援をお願いいたします。



生活相談所のお知らせ

中之島にある「無料生活相談所」では、どんなことでも無料で相談に応じています。秘密は守ります。お気軽にご相談ください。

402-1622月曜日～金曜日 10時～12時
090-1702-7310(松坂)いつでもどうぞ

また、経済的な面で相談所を支えていただくために、「賛助会」を作っています。ぜひ、ご協力をお願いします。入会金1000円 年会費1口1000円です。